

歴史的音源の公立図書館等への配信提供サービス参加規定

本事業では、歴史的音盤アーカイブ推進協議会（HiRAC）によりデジタル化された、国内で製造された SP 盤等の歴史的音源を国立国会図書館が公立図書館等へ配信する。歴史的・文化的に非常に貴重な音源を広く利用に供することを目的とする。

（参加資格）

1. 本事業に参加することのできる機関は、次の各号に掲げる図書館等とする。
 - ① 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条に定める公立図書館又はこれに準ずる機関
 - ② その他国立国会図書館と一般社団法人日本レコード協会が協議の上、双方が適当と認める調査研究機関

（参加の手続）

2. 本事業に参加しようとする機関は、参加申請書を国立国会図書館関西館長（以下「関西館長」という。）に提出し、その承認を受けるものとする。
3. 前項の承認は、歴史的音源配信提供参加承認書を交付することによって行う。
4. 前 2 項の規定にかかわらず、平成 24 年 1 月から 6 月までの本事業の試行提供に参加した図書館（以下「試行参加館」という。）は、試行期間終了後自動的に本事業に参加するものとする。試行参加館が試行期間中に国立国会図書館から交付された歴史的音源配信試行提供参加承認書は、前項の歴史的音源配信提供参加承認書と同一の効力を有するものとする。
5. 国立国会図書館は、第 2 項の承認を受けた機関に対して ID 及びパスワードを交付する。試行参加館の ID 及びパスワードは、試行期間中と同一とする。

（サービスの内容）

6. 国立国会図書館は、第 2 項の承認を受けた機関及び試行参加館（以下「参加館」と総称する。）に対し、インターネット上で歴史的音源を視聴するサービス（以下「サービス」という。）を提供する。

(サービス提供端末の適切な管理)

7. 参加館は、サービスを参加館の施設内に設置された端末で提供するものとする。参加館は、サービスを提供する端末に対して、音源の複製及び送信を防止する措置を採るものとする。

(参加館の禁止事項)

8. 参加館は、ID 及びパスワードについて適切に管理するものとし、参加館の職員以外に提供又は開示してはならない。
9. 参加館は、第 6 項に規定されるサービスの利用に当たり、次の行為を行ってはならない。
 - (1) 営利目的での提供
 - (2) ID 及びパスワードを不正に利用すること。
 - (3) システムの運用を阻害するような行為を行うこと。
 - (4) その他法令に違反する行為を行うこと。

(ネットワークシステムの運用)

10. サービスは、運用・保守等に要する必要最小限の停止を除き、常時運用を原則とする。
11. 国立国会図書館は、次の各号のいずれかに該当するときは、サービスの提供を停止することとし、ウェブサイト等を通じて速やかに通知するものとする。
 - (1) システム障害が発生したとき。
 - (2) その他システムの運用保守上やむを得ないとき。

(権利)

12. 各音源の権利は、各音源の著作権者及び著作隣接権者が有する。

(申請内容の変更)

13. 参加館は、参加申請書の記載事項に変更が生じた場合、速やかに国立国会図書館に通知するものとする。

(承認の取消し)

14. 関西館長は、参加館がこの規定に違反したときは、参加の承認を取り消すことができる。

(脱退)

15. 参加館は、本事業から脱退しようとするときは、脱退届を関西館長に提出するものとする。

(規定の変更)

16. 関西館長は、この規定を参加館の承諾を得ることなく変更することができる。この場合において、関西館長は、参加館に対して通知するものとする。